

事業内容

事業種目	①条件整備事業のうち 機械導入支援	②条件整備事業のうち 資材費支援	③推進事業
事業内容	作物の生産に必要な機械の導入を支援	作物の生産開始に必要な種苗費、資材費等を支援	作物の生産に必要な栽培実証や実需者との計画協議等の支援
補助対象	機械購入費（播種機、管理機、防除用機械、収穫機、出荷調整用機械等） （中古可） （ただし、水稲用機械については、「京の米」生産イノベーション事業に準ずるものとする）	種苗費、需用費（マルチ、支柱、寒冷紗等の栽培用資材の購入等）	実証ほ設置費、現地検討会や実需者との生産計画協議、意見交換にかかる経費（賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料）
事業実施主体	3戸以上の農業者で組織する団体及び農業生産法人等		市町村、農業協同組合及び3戸以上の農業者等で組織する団体等
事業要件	事業実施主体は次の1～2の両方を満たすこと 1 実需者からの具体的なオーダーに基づいた農産物の生産を行うこと （ただし、主食用米、酒造好適米、加工用米、米粉用米を除く） 2 農産物の生産量増加又は品質向上に資する計画を策定すること		
補助率	対象事業費の4/10以内（受益地区が地域振興4法いずれかの指定地域又はその他地域の実態に応じて知事が指定する自然的社会的諸条件が不利な地域（別表のとおり）に所在する場合は、対象事業費の1/2以内）		定額
補助額上限	—	1事業実施主体につき500千円又は受益面積1haに相当する資材購入費の4/10のいずれか低い額	1事業実施主体につき300千円

別表

その他地域の実態に応じて知事が指定する自然的社会的諸条件が不利な地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1（9）により知事が指定した地域において締結された協定に含まれる地域）

市町村	旧市町村名等	集落名
京都市	左京区	中の町 上の町 百井
	右京区	越畑 檜原 水尾
京田辺市	普賢寺村	打田 高船 天王 水取
福知山市	下豊富村	大門 山崎 額塚 奥野部 市寺 和久寺 今安
	上豊富村	奥榎原 石場 北山 畑中 甘栗 樽水 談 法用 小牧 下戸
	佐賀村	報恩寺 印内 山の口